

# 第 4 回

## 秋田市農業委員会総会議事録

令和 6 年 4 月 17 日 開 会  
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

## 第4回農業委員会総会議事録

- 開催日時 令和6年4月17日(水) 午後2時から午後3時8分まで
- 開催場所 秋田市役所 正庁
- 委員定数 19人
- 出席農業委員 18人
  - 1番 齊藤善彦
  - 2番 佐々木吉秋
  - 3番 鈴木昇
  - 4番 白岩勝
  - 5番 関正美
  - 6番 相場堅一
  - 7番 加藤淳
  - 8番 武藤真作
  - 9番 星容子
  - 10番 伊藤洋文
  - 11番 三浦宏和
  - 12番 柴田ますみ
  - 13番 佐々木和昭
  - 14番 加賀屋慎一
  - 15番 鎌田悦雄
  - 16番 佐々木繁明
  - 18番 佐々木英久
  - 19番 佐藤きよ子
- 欠席農業委員
  - 17番 藤田修
- 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 会期決定
  - 第3 会務報告
  - 第4 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
  - 第5 議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
  - 第6 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
  - 第7 議案第18号 農用地利用集積計画(令和6年度第1号計画)に関する件
  - 第8 議案第19号 非農地証明申請に関する件
  - 第9 議案第20号 令和6年度最適化活動の目標の設定等に関する件
- 事務局職員
  - 事務局長 佐々木嘉文 参事 熊谷勝
  - 副参事 伊藤弘 副参事 稲葉隆
  - 主席主査 勝田茂満 主査 幸野善寿
  - 主査 鈴木百愛 主任 齋藤友毅
  - 主任 佐藤知拡 主任 越前屋麻希子
- 書記
  - 主席主査 勝田茂満
- 議事録署名委員
  - 1番 齊藤善彦
  - 3番 鈴木昇

10 議 事

<p>事務局 (熊谷参事)</p>	<p>ただいまから、令和6年第4回農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありましたのでご報告いたします。17番藤田修委員の1名 でございます。委員定数19名中、18名の出席ですので総会の出席委員は 定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたし ます。</p>
<p>佐々木吉秋会長</p>	<p>【会長あいさつ】</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、第4回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行 させていただきます。</p>
<p>一</p>	<p>日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に 指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
<p>同</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしの声がございますので、1番齊藤善彦委員と3番鈴木昇委員に お願いいたします。 次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、これも慣例に従い まして、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会長は1日間で 午後4時までといたします。 それでは、日程第3の会務報告に入らせていただきます。 はじめに会務報告1の事務局人事異動につきまして、事務局から説明を お願いいたします。</p>
<p>事務局 (熊谷参事)</p>	<p>【会務報告1の説明】</p>
<p>議長</p>	<p>次に、会務報告2の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1 区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いします。</p>
<p>4番白岩勝委員</p>	<p>【第1区域部会の報告】</p>
<p>18番佐々木英久委員</p>	<p>【第2区域部会の報告】</p>
<p>15番鎌田悦雄委員</p>	<p>【第3区域部会の報告】</p>
<p>13番佐々木和昭委員</p>	<p>【第4区域部会の報告】</p>
<p>3番鈴木昇委員</p>	<p>【第5区域部会の報告】</p>
<p>議長</p>	<p>次に、会務報告3「秋田市地域計画等検討委員会」について、12番 柴田ますみ委員より報告をお願いします。</p>
<p>12番柴田ますみ委員</p>	<p>【会務報告3の報告】</p>
<p>議長</p>	<p>次に、会務報告4「一般社団法人秋田県農業会議第96回常設審議委員会」</p>

議 長	<p>および会務報告 5 「一般社団法人秋田県農業会議第39回理事会」につきましては、私の方から報告させていただきます。</p> <p>【会務報告 4、会務報告 5 の説明】</p> <p>次に、会務報告 6 の「令和 6 年度第 1 回運営委員会」につきまして、事務局から報告をお願いいたします。</p>
事 務 局 (佐藤主任)	<p>【会務報告 6 の説明】</p>
議 長	<p>次に、会務報告 7 の「全国農業新聞秋田市普及委員会監査・役員会」につきまして、事務局から報告をお願いいたします。</p>
事 務 局 (幸野主査)	<p>【会務報告 7 の説明】</p>
議 長	<p>次に、会務報告 8 の「農地法に係る諮問に対する答申について」から会務報告 13 の「農用地利用集積計画（利用権設定）の取下げについて」までの 6 件について、事務局から報告をお願いいたします。</p>
事 務 局 (稲葉副参事)	<p>【会務報告 8 から 13 までの説明】</p>
議 長	<p>以上で、会務報告の説明が終わりました。ただ今の会務報告につきまして、ご質問、ご意見のある方はお願いいたします。</p>
一 同	<p>なし。</p>
議 長	<p>ご質問がないようですので、次の議案に移ります。</p> <p>はじめに、日程第 4、議案第 15 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件、5 件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事 務 局 (鈴木主査)	<p>議案書 1 ページから 4 ページの 5 件について説明いたします。</p> <p>番号 1。譲受人は、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>。譲渡人は、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>。土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。</p> <p>譲受人は、親戚関係にある譲渡人から当該農地について賃貸借権を設定し耕作していましたが、譲受人の就農時に国からの交付金を受給しており、受給要件を満たすため、この度、譲渡人と売買するものです。</p> <p>農地法第 3 条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術は問題ないと考えられます。農作業常時従事について、譲受人は年間 360 日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。</p> <p>次に番号 2、3 については、互いの所有農地の交換となっているため一括して説明いたします。</p> <p>番号 2 の譲受人は、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>。譲渡人は、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>。番号 3 の譲受人は、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>。譲渡人は、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>。</p>

事務局 (鈴木主査)	<p>譲受人・譲渡人、互いの所有農地に隣接して双方の農地があり、長年に渡り双方合意の元に交換し使用していることから、互いの当該農地について集約を図るため交換を行うものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人の双方とも農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。農作業常時従事について、番号2の譲受人の世帯員は年間160日、番号3の譲受人は年間170日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。</p> <p>次に、番号4。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は労力不足により経営縮小を進めており、当該地を使用管理し経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で売買を行うものです。なお、申請地は仮登記が設定されていることから、農地法第3条で取り扱うものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。農作業常時従事について、譲受人は年間180日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。</p> <p>次に、番号5。借受人は、[REDACTED]。貸出人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。</p> <p>借受人は新規就農者であり、現在申請地の隣接地を耕作しておりますが、経営拡張のため申請地に3年間の使用貸借権設定を行うものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、借受人は機械作業の一部を委託していますが、農業技術も問題ないと考えられます。農作業常時従事について、借受人は年間220日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。</p> <p>これら5件とも、地域との調和要件について、譲受人および借受人への権利移転および権利設定による、周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われまます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えまます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それではここで、番号1について、現地調査を行った15番鎌田悦雄進委員から報告をお願いします。</p>
15番鎌田悦雄委員	<p>15番鎌田です。3月27日に私と鎌田一美推進委員、事務局職員とともに現地を確認しました。特に問題ないと思いまますので、審議のほどよろしくお願いします。</p>
議長	<p>次に、番号2および番号3について、現地調査を行いました鎌田一推進委員から報告を受けた私が報告します。</p> <p>当該農地について、[REDACTED]さん宅の前および[REDACTED]さんが耕作している農地の隣にそれぞれ位置しており、この度、農地を交換することとなったものです。私から見ても問題ないと思いまますので、よろしくご審議をいただければと思いまます。</p> <p>次に、番号4について、現地を調査した熊谷裕幸推進委員から連絡を受けた14番加賀屋慎一委員より報告をお願いします。</p>

14番加賀屋横一委員	<p>14番加賀屋です。熊谷推進委員より現地調査の報告があり、問題ないとのことでした。私もお二人はよく知っている方であり、現地も時々通る機会があるので問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議	<p>長 次に番号5について、現地を確認した鎌田一推進委員より報告を受けた私が報告します。</p> <p>借受人の■■■さんについて、飯島に住んでいる新規就農の方でございます。■■■さんの親族が岩瀬に住んでおり、この地区で就農し規模拡大を図るため農地を探していたところ、貸出人から自分の畑を使っていいとの申出があったことから、当該農地を借りることとなりました。特に問題はないと思いますので、ご審議ご審議のほど申し上げます。</p> <p>それでは質疑を行います。ご質問、ご意見のある方お願いいたします。</p>
一	<p>同 なし。</p>
議	<p>長 ご質問等がないようですので、採決に入らせていただきます。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請に関する件、5件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
一	<p>同 異議なし。</p>
議	<p>長 異議なしの声がありましたので、日程第4、議案第15号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、5件を原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第5、議案第16号、農地法第4条の規定による許可申請に関する件、1件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 (勝田主席主査)	<p>それでは、議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>番号1。申請人は、■■■。転用事業概要は、農業用施設への自己転用。申請人の住所、土地の所在、地目、面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>それでは、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地の場所については、位置図に記載のとおりです。</p> <p>転用事業計画について、申請人は農地の借入による経営拡大を図るため、出荷調整や農機具の格納等を目的とする農業用施設を設置することとしました。そのため施設の設置場所を探したものの、農地以外では浸水被害のおそれがある場所が多く適地がなかったことから、自身の所有農地である申請地を選定し、転用しようとするものです。</p> <p>立地基準について、農地位置は都市計画区域外の農業振興地域内。農地区分は、農用地区域内農地です。</p> <p>農用地区域内農地は原則不許可ですが、本件は、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するものであり、農地法第4条第6項ただし書に規定する農地転用の不許可の例外に該当します。</p> <p>一般基準について、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は借入金、過去の転用実績はあり。工事着工および工事完了の期間は、許可日から令和6年9月30日まで。他法令による許認可の処分は、秋田</p>

事務局 (勝田主席主査)	農業振興地域整備計画変更見込み。土地改良区等からの意見書は、雄和土地改良区から差し支えなしとなっております。 被害防除について、隣接に対する措置はなし。排水計画について、雨水は自然流下です。 現地は令和6年4月2日に確認しております。 説明は以上です。
議長	次に、現地調査の報告していただきます。番号1について、現地を調査した1番齊藤善彦委員から報告をお願いします。
1番齊藤善彦委員	1番齊藤です。4月2日に事務局職員と現地を確認しました。何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。
議長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
11番三浦宏和委員	はい。
議長	三浦委員、どうぞ。
11番三浦宏和委員	11番三浦です。質問というより意見ですが、普通、土地の1番地につき1地目が望ましいと思います。今回は2筆にまたがっており、しかも内数字でして、建物の利用上道路に接することの必要性や出荷するときの利便性を考えて、このような配置にせざるを得なかったものと思いますが、できるだけ1筆に農地として利用する部分と農地として利用しない部分が存在することを避けるような指導をしていただきたいです。
議長	今の意見について、事務局から何かありますか。
事務局 (勝田主席主査)	説明資料の現況写真をご覧ください。見た目は田んぼ1枚の一部を転用するような形と認識されると思いますが、実際は2筆で1枚の農地になって一体的に耕作しております。本来であれば、この間に畦畔があったのではないかと思います。申請人に確認したところ、いつから今の状態になったのかわからないとのことでした。 以上を踏まえて、今回は農地の一部について転用が申請されたものですので、ご理解のほどお願いいたします。
議長	三浦委員、よろしいですか。
11番三浦宏和委員	わかりました。
議長	あと、他にご質問ございませんか。
一	なし。
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。本件は、県農業会議への諮問が不要な案件です。 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

一 議	同 長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしの声がありましたので、日程第5、議案第16号、農地法第4条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、日程第6、議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (勝田主席主査)		<p>それでは、議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>番号1。譲受人は[ ]外1名、譲渡人は[ ]。施設の概要は一般住宅への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。</p> <p>次に、農地転用許可申請説明資料の3ページおよび4ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。</p> <p>転用事業計画について、譲受人のうち夫は市内、妻は横手市内に勤務しており、今回、一般住宅を建築するため水害等の影響を受けにくい土地を探したものの適地がなく、インターチェンジや病院、学校等から比較的近い位置にある申請地を選定し、転用しようとするものです。</p> <p>立地基準について、農地位置は市街化調整区域内で農用地区域外、農地区分は第2種農地です。</p> <p>一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は借入金、申請適格等は適合、過去の転用実績はなし。工事着工および完了の期間は、許可日から令和6年9月30日まで。他法令による許認可の処分は、都市計画法第29条第1項許可見込。一体として利用する農地以外の土地は、上北手百崎字[ ]外1筆。土地改良区等からの意見書は、改良区管轄外のためなしです。</p> <p>被害防除において、隣接に対する措置は法面保護、排水計画において汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は市道側溝です。</p> <p>現地は令和6年3月27日に確認しております。</p> <p>なお、番号1について、本総会で許可相当に決した場合には、速やかに秋田県農業会議へ諮問します。</p> <p>説明は以上です。</p>
議	長	<p>次に、現地調査の報告をしていただきます。</p> <p>番号1について、現地調査を行った15番鎌田悦雄委員から報告をお願いします。</p>
15番鎌田悦雄委員		<p>15番鎌田です。この場所は赤十字病院の近くで、横山金足線沿いにあります。3月27日に鎌田一美推進委員と私、事務局職員で現地を確認しました。特段、問題はないと思いますのでよろしくお願いします。</p>
議	長	<p>それでは質疑を行います。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。</p>
一	同	<p>なし。</p>
議	長	<p>ご質問がないようですので、採決に入ります。本件は、県農業会議への諮問が必要な案件です。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり</p>



議	長	許可相当とすることにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	<p>異議なしの声がありましたので、日程第6、議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、日程第7、議案第18号、農用地利用集積計画（令和6年度第1号計画）に関する件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (越前屋主任)		<p>はじめに、所有権移転の2件について説明いたします。議案書は、8ページです。</p> <p>番号1。受け手は■■■■、出し手は■■■■。土地の所在、面積等は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>これを含む合計2件となっており、いずれも売買です。</p> <p>続きまして、利用権設定について説明いたします。</p> <p>まず、農地中間管理事業以外の67件について、議案書は、9ページから72ページまでです。</p> <p>番号1。借り手は■■■■、貸し手は■■■■。</p> <p>次に、農地中間管理事業の15件について、議案書は、73ページから89ページまでです。</p> <p>番号1。借り手は■■■■、貸し手は■■■■。</p> <p>これら合計82件について、土地の所在、面積等は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>以上、令和6年度第1号計画に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議	長	<p>それでは質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。</p>
11番三浦宏和委員		はい。
議	長	三浦委員、どうぞ。
11番三浦宏和委員		<p>11番三浦です。前回の総会で、鈴木委員から固定資産税について減免等の措置はないかとの質問があったかと思います。</p> <p>私も記憶が曖昧な部分があり、はっきりお話できませんでしたが、その後、事務局で整理されたとすれば、教えていただきたいと思います。</p>
議	長	事務局、お願いします。
事務局 (勝田主席主査)		<p>ただいまの質問について、ご説明いたします。</p> <p>農家が所有する農地について、原則全農地を農地中間管理機構に10年以上の期間で貸付をしたときに、固定資産税が2分の1に減免される制度があります。</p> <p>貸付期間により減免期間が異なっており、貸付期間が10年から15年の間</p>

事務局 (勝田主席主査)	<p>であれば3年間、15年以上の貸付であれば5年間、固定資産税が2分の1に減額されます。</p> <p>この制度について、令和8年3月31日までは適用されますが、近年は2年ごとに制度が更新されております。そのため、現行制度の期間満了前に、再び2年間延長する可能性があります。</p>
議長	三浦委員、よろしいですか。
11番三浦宏和委員	わかりました。
議長	他にございませんか。
一同	なし。
議長	他に質問がないようですので、採決に入ります。
一同	はじめに、所有権移転について採決をいたします。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議長	異議なし。
議長	<p>異議なしの声がありましたので、全て原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に利用権設定について採決いたします。こちらは議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決をいたします。</p> <p>農地中間管理事業の番号11から番号14について採決を行います。10番伊藤洋文委員の退席をお願いいたします。</p> <p><b>【10番伊藤洋文委員退席】</b></p>
議長	農用地利用集積計画、農地中間管理事業の番号11から番号14について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	<p>異議なしの声がありましたので、農地中間管理事業の番号11から番号14について原案のとおり決定することにいたします。10番、伊藤洋文委員の着席をお願いいたします。</p> <p><b>【10番伊藤洋文委員着席】</b></p>
議長	次に、通常利用権の67件および議事参与案件であった農地中間管理事業の番号11から番号14を除いた11件について、一括して採決いたします。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	異議なしの声がありましたので、通常利用権の67件および議事参与案件

議 長	<p>であった農地中間管理事業の番号11から番号14を除いた11件につきまして、原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、日程第8、議案第19号、非農地証明申請に関する件、12件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (勝田主席主査)	<p>それでは、議案について説明します。議案書の90ページから97ページをご覧ください。番号1から番号12までありますが、申請地が隣接しているものについては一括して説明します。</p> <p>番号1。申請人は[ ]。</p> <p>土地の所在は河辺北野田高屋字[ ]ほか2筆、面積は合わせて2,282平方メートル。登記地目、現況地目はともに田。事由について、「平成19年頃から耕作されておらず山林化している。」です。</p> <p>申請地の位置や現地調査日などについては、非農地証明申請説明資料の1ページをご覧ください。</p> <p>続いて番号2および番号3。申請人について、番号2は[ ]、番号3は[ ]。</p> <p>土地の所在は下浜檜田字[ ]ほか4筆、面積は合わせて1,623平方メートル。登記地目、現況地目はともに畑、事由について、「番号2は平成16年頃から、番号3は昭和39年頃から、ともに耕作されておらず山林化している。」です。説明資料は2ページをご覧ください。</p> <p>続いて、番号4および番号5。申請人について、番号4は[ ]、番号5は[ ]。</p> <p>土地の所在は下新城岩城字[ ]ほか23筆、面積は合わせて9,305平方メートル。登記地目、現況地目は田または畑、事由について、「番号4は水害により平成29年頃から、番号5は昭和39年頃から、ともに耕作されておらず原野化・山林化している。」です。説明資料は3ページをご覧ください。</p> <p>続いて番号6から番号12。申請人について、番号6は[ ]、番号7は[ ]、番号8は[ ]、番号9は[ ]、番号10は[ ]、番号11は[ ]。番号12は[ ]。</p> <p>土地の所在は金足黒川字[ ]ほか17筆、合計8,078平方メートル。登記地目、現況地目は田または畑、事由について、いずれも「平成15年頃から耕作されておらず原野化・山林化している。」です。説明資料は4ページおよび次のページをご覧ください。</p> <p>申請地の状況から、番号1から番号12は、ともに「『農地法の運用について』の制定について」第4の(4)のアに規定される「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」により、農地に該当しないと考えられます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、現地調査の報告をしていただきます。</p> <p>番号1について、現地調査を行った5番関正美委員から報告をお願いします。</p>
5番関正美委員	<p>5番関です。4月2日に藤島推進委員、事務局職員とともに現地調査をしました。特段、問題はないと思いますので、ご審議のほどお願いいたします。</p>

議 長	次に、番号2と番号3について、現地調査を行った8番武藤真作委員から報告をお願いします。
8番武藤真作委員	8番武藤です。4月2日に私と伊藤由和推進委員、鈴木栄一推進委員、事務局職員と一緒に現地調査をしました。写真のとおり森林の様相を呈していて、復元は難しいと判断しておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	次に、番号4から番号12について、現地調査を行った7番加藤淳委員から報告をお願いします。
7番加藤淳委員	7番加藤です。4月3日に佐々木会長と藤嶋推進委員、事務局職員と現地確認をしました。いずれの申請地も私が定期的に確認しております。写真では草が倒れていてわかりにくいのですが、夏場は男性の背丈よりも高い草が、場所によっては柳などが生い茂る状態ですので、非農地の判断に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	それでは質疑を行います。非農地証明申請に関する件、12件について、ご質問、ご意見のある方はお願ひします。
一 同	異議なし。
議 長	異議なしの声がありましたので、日程第8、議案第19号、非農地証明申請に関する件、12件を原案のとおり証明することに決定いたします。 次に、日程第9、議案第20号、令和6年度最適化活動の目標の設定等に関する件を上程します。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局 (佐藤主任)	日程第9、議案第20号の「令和6年度最適化活動の目標の設定等に関する件」についてご説明いたします。 まずこの目標設定についてですが、総会にて決定した目標を秋田県農業会議へ提出し、農業会議による確認を経た上でホームページでの公表および県への報告を行う必要があります。本年度については、4月19日まで秋田県農業会議へ提出するよう通知があったことから、本総会で上程し、ご審議いただくものです。 それでは、議案書の99ページをご覧ください。 はじめにⅠの農業委員会の状況です。1の農業委員会の現在の体制および2の農家・農地の概要にある各指標におきましては、記載のとおりとなります。なお、各数値については、国へ報告している各種調査または国が公表している統計等に基づいて記入をしております。 続いて、100ページをご覧ください。 Ⅱの最適化活動の目標です。1の最適化活動の成果目標の(1)農地の集積についてですが、①の現状および課題については、記載のとおりとなります。②の目標についてですが、最適化の指針に掲げた集積目標が令和10年までに80パーセントです。従いまして、今後5年間で総計7,088ヘクタールの集積を達成するために、すでに集積が図られている分を除き5年で割り返すと、年間で412ヘクタールの新規集積が目標となります。 次に(2)の遊休農地の解消についてですが、①の現状および課題につ

事務局 (佐藤主任)	<p>いては、記載のとおりとなります。②の目標についてですが、アの既存遊休農地の解消の a の緑区分の遊休農地の解消については、令和3年度の緑区分の遊休農地面積の5分の1を目標とすることとなっておりますので、5.8ヘクタールが目標となります。bの黄色区分については、工程表の作成等を行っていないことから、具体的な目標等はありませんが、必要に応じて非農地判断等の適切な処置を行うこととしたいと思っております。</p> <p>また、イの新規発生遊休農地の解消については、令和5年度に新規発生した緑区分の遊休農地、0.8ヘクタールの全解消を目標としております。</p> <p>続いて101ページをご覧ください。</p> <p>(3)の新規参入の促進についてですが、①の現状および課題については記載のとおりとなります。②の目標についてですが、過去3年の平均値の10分の1以上を目標にすることとされておりますので、56.6ヘクタールを目標値としたいと考えています。そして2の最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、こちらについては国から示されたとおり1月あたり10日を目標としたいと考えております。</p> <p>また、(2)活動の強化月間の目標設定については、例年どおりとしたいと考えています。具体的な取り組み時期や内容等の詳細については、記載のとおりです。</p> <p>最後に、(3)の新規参入相談会への参加目標については、昨年度と同様に園芸振興センターにおけるマッチングを充てたいと考えています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、質疑を行います。令和6年度最適化活動の目標の設定等に関する件について、ご質問、ご意見等のある方はお願いします。</p>
一 同	<p>なし。</p>
議 長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。令和6年度最適化活動の目標の設定等に関する件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしの声がありましたので、日程第9、議案第20号、令和6年度最適化活動の目標の設定等に関する件を原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>これをもちまして、議案の審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p> <p>(午後3時8分終了)</p>